

松山市鳥獣被害防止施設等資材購入費補助金(申請主体別一覧)について

		個人設置	共同設置	組織設置
1	補助対象者	市内在住で市内で農業を営む農業者	市内在住で市内で農業を営む 2戸以上の農業者	① 町内会・自治会等 ② 中山間交付金対象集落 ③ その他市長が特に必要と認める 組織（規約と構成員名簿を備え、構 成員が3人以上）
2	補助申請者	農業者個人	共同設置代表者	組織設置代表者
3	設置目的	農作物被害防止	農作物被害防止	農作物被害防止・住民被害防止
4	補助要件	① 松山市税を完納していること	① すべての農業者が松山市税を完納してい ること	/
		② 原則、農業委員会の農地台帳に登載され た農業者	② 原則、農業委員会の農地台帳に登載され た農業者	
5	施設延長	100m以上であること	300m以上であること	300m以上であること
6	施設設置場所	個人の耕作農地	連続する耕作農地	申請組織が必要と認める農地もしくは場所
7	補助対象経費	松山市内の店舗で電気柵、金網、トタン板等の資材を購入した費用		
8	補助金の額	① 認定農業者等 補助対象経費と標準事業費※を比較し、 低い額の2分の1以内で上限3万円	補助対象経費と標準事業費※を比較し、低い額の2分の1以内で上限50万円	
		② 認定農業者等以外の農業者 補助対象経費と標準事業費※を比較し、 低い額の3分の1以内で上限2万円		
		※標準事業費・・・1m当たり450円を施設延長に乗じた額		
9	申請可能回数	同一の補助申請者につき、年度1回限り		
10	その他	申請年度内に施設設置を完了すること		

○ お問合せ先：松山市 農水振興課 鳥獣対策・農地保全担当 TEL 089-948-6567